

平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し

給付水準

(厚生年金(夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35(2023)年度以降 50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。ただし、もらっている年金額は下げない。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担

(厚生年金・国民年金)

現在 厚生年金：13.58%
(本人6.79%)
国民年金：13,300円

(厚生年金)

・平成16(2004)年10月から毎年0.354%(本人0.177%)の増
※平均的勤労者(月収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人
各月650円
ボーナス1回1,150円(年2回)

(国民年金)

・平成17(2005)年4月から毎年月額280円の増(平成16年度価格)

平成29(2017)年度以降
厚生年金：18.30%
(事業主9.15%)
国民年金：16,900円
(平成16年度価格※)

※「平成16年度価格」…16年度の賃金水準を基準として価格表示したもの。実際に賦課される保険料額は、16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。したがって、その額は今後の賃金の上昇の状況に応じて変化する。

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

平成16(2004)年度：着手

財源：年金課税の見直し(公的年金等控除の見直し、
老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当
※平成17年の所得から適用なので16年度の充当分はその1/6(272億円)

平成17(2005)年度・18(2006)年度：適切な水準にまで引上げ

財源：【平成15年12月与党税制改革大綱】
個人所得課税の抜本的見直し

平成19(2007)年度を目途
【平成15年12月与党税制改革大綱】
消費税を含む抜本的税制改革を実現

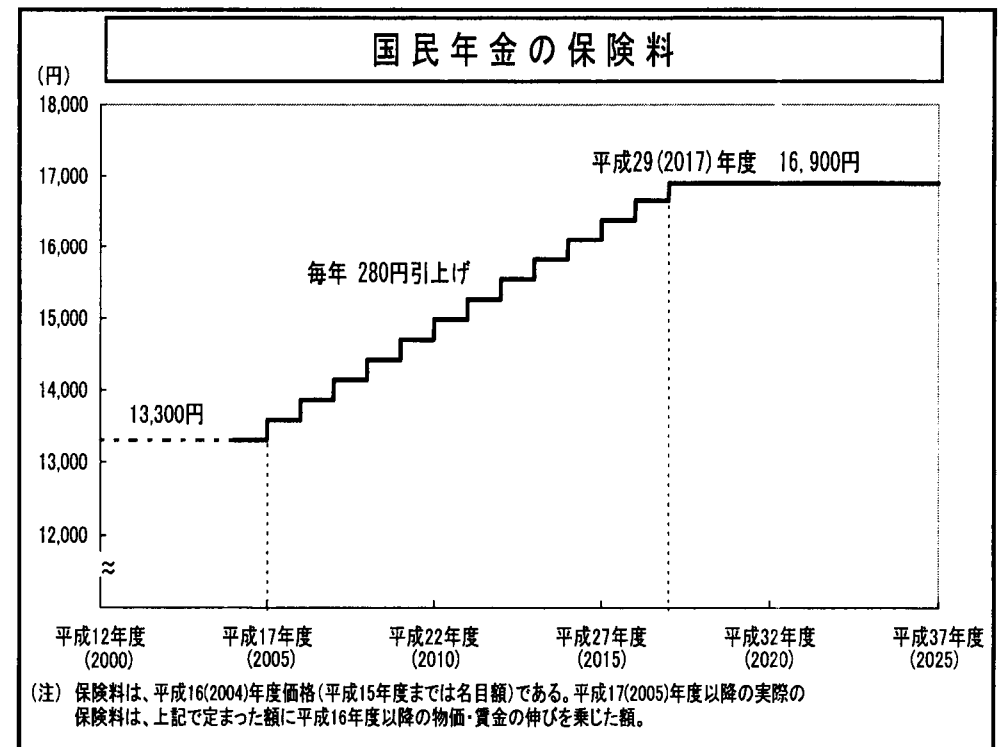
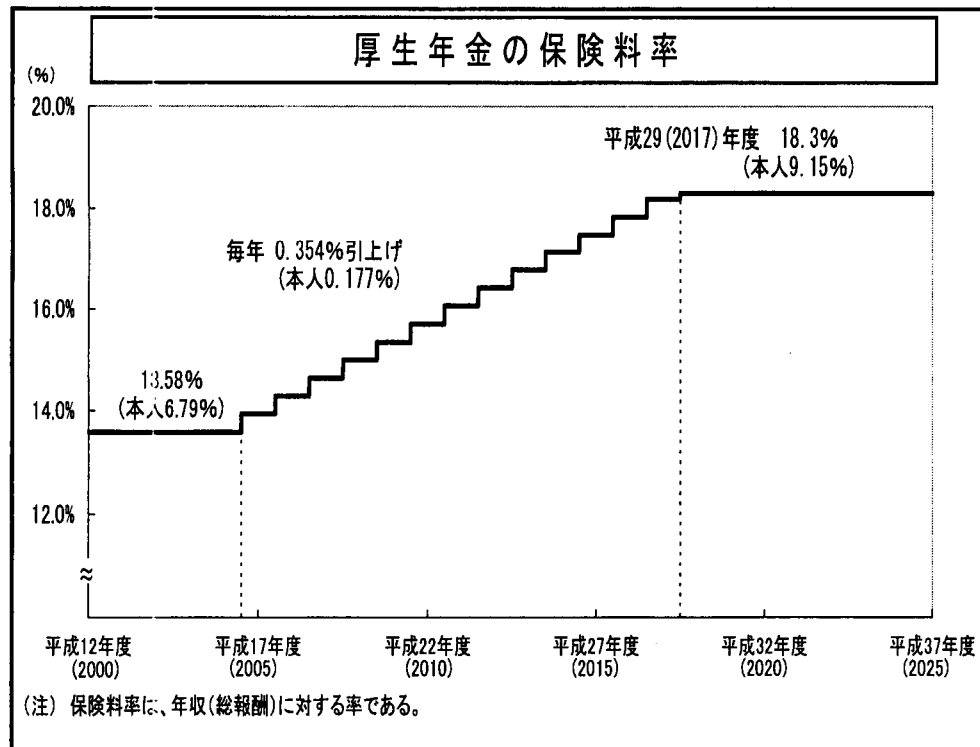
平成21(2009)年度まで：2分の1への引上げ完了

厚生年金及び国民年金の保険料（率）の引上げ

【保険料（率）の引上げ幅】

厚生年金：平成16年10月より毎年0.354%（本人0.177%、事業主0.177%）引上げ

国民年金：平成17年4月より毎年280円（平成16年度価格）引上げ

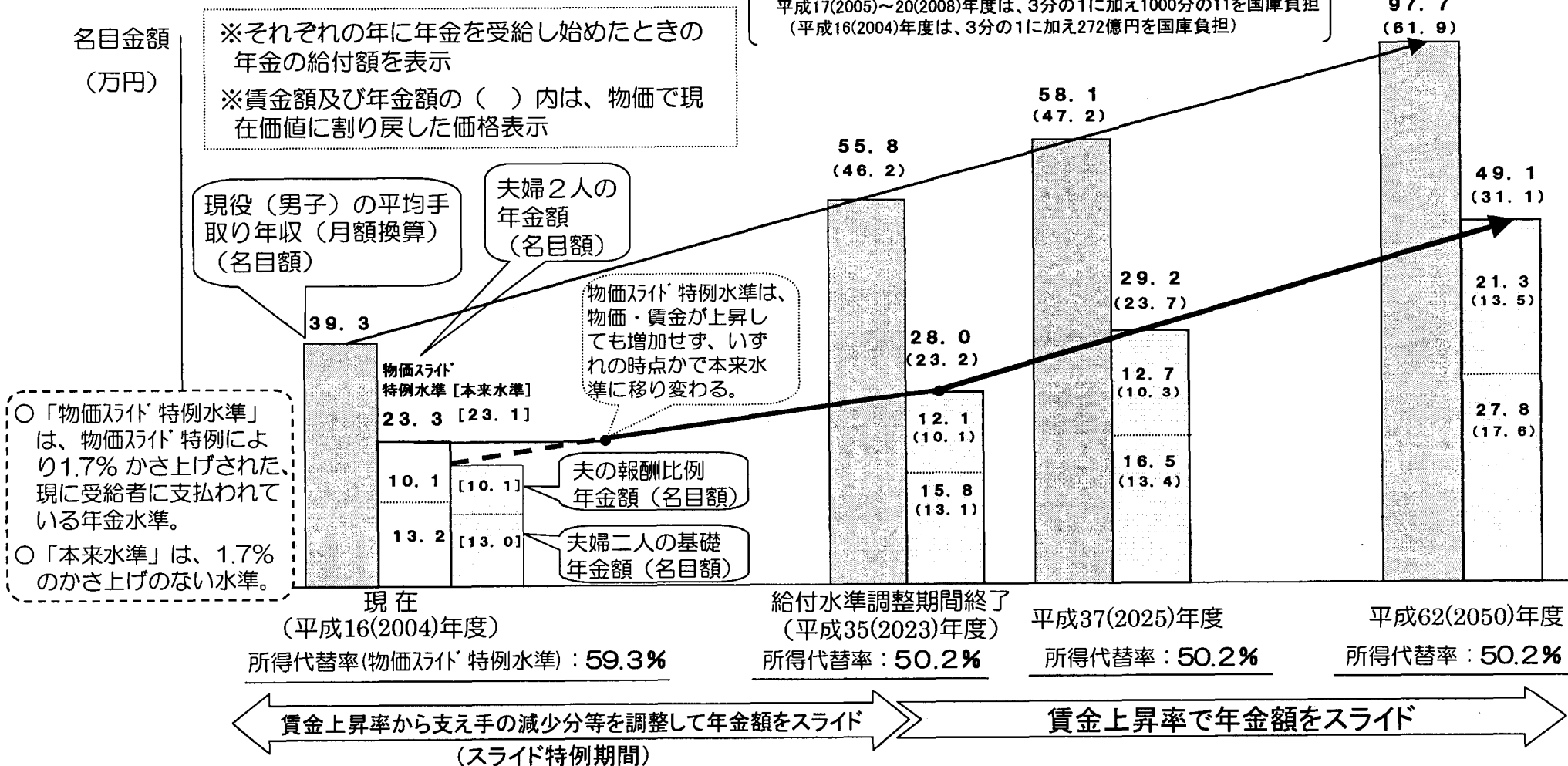


※ 厚生年金の保険料負担は、平均的な被用者（月収 36.0 万円（ボーナスは年 2 回合計で月収 3.6 ヶ月分））の場合、毎年、保険料率の引上げにより、月 650 円程度（ボーナス 1 回につき 1,150 円程度）保険料負担（被保険者分）が増加する。

保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド — 厚生年金（夫婦2人の基礎年金含む）—

【厚生年金の最終保険料率18.3%（本人9.15%、事業主9.15%）】

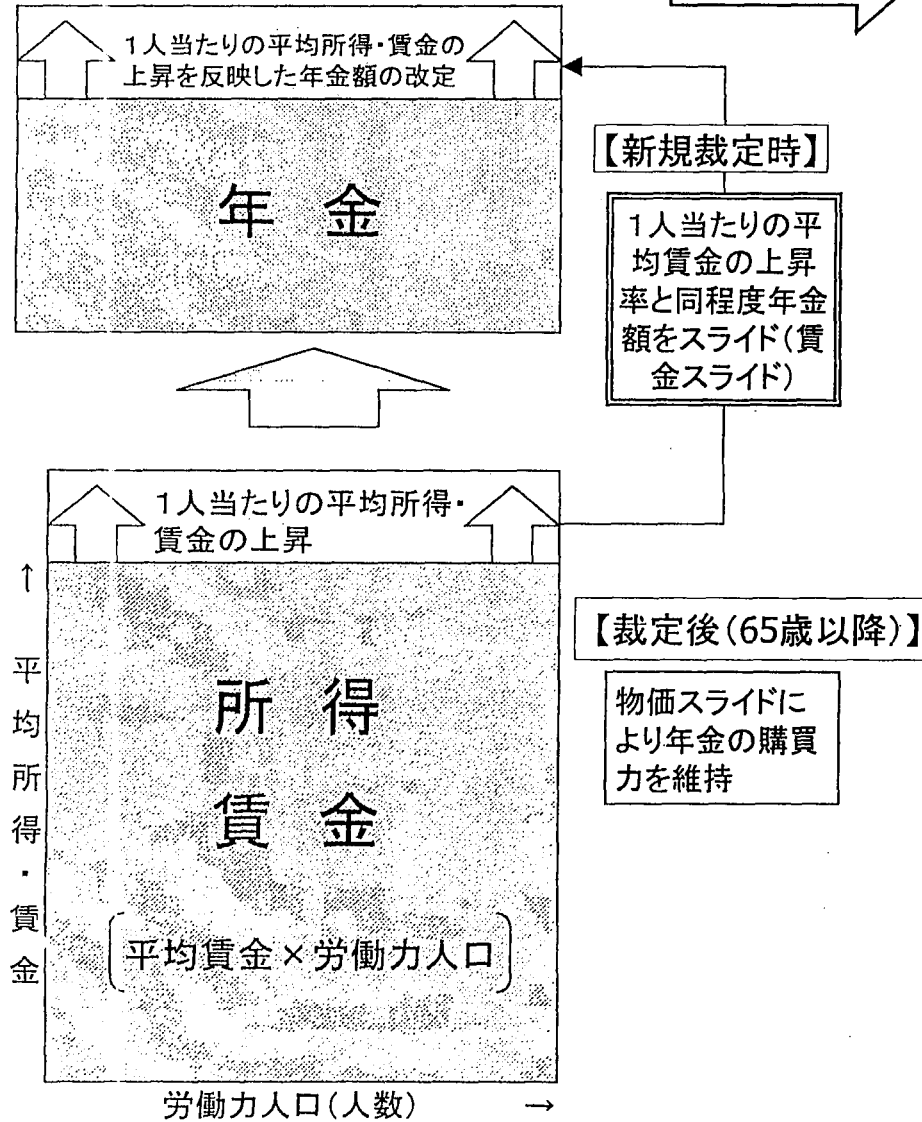
国庫負担：平成21(2009)年度2分の1完成
平成17(2005)～20(2008)年度は、3分の1に加え1000分の11を国庫負担
（平成16(2004)年度は、3分の1に加え272億円を国庫負担）



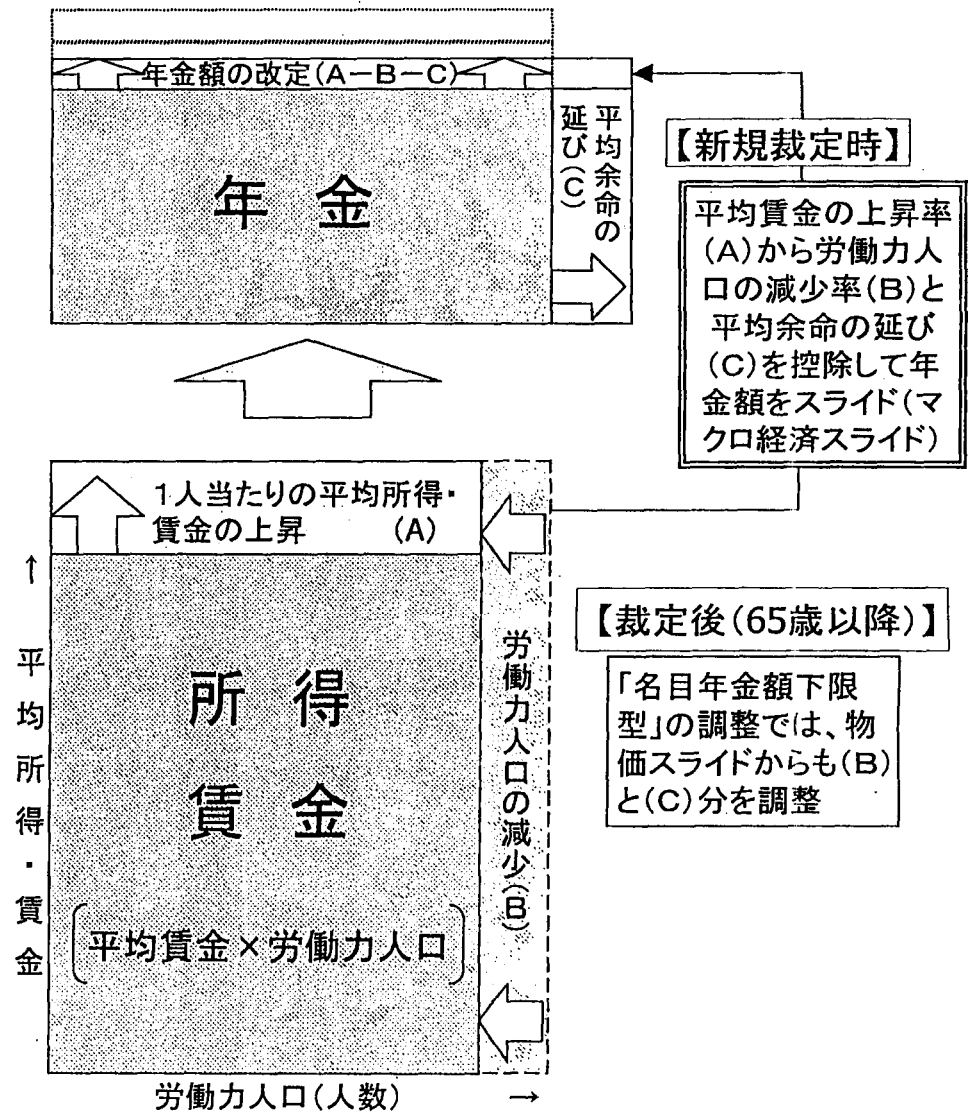
	平成16(2004)年度		平成35(2023)年度	平成37(2025)年度	平成62(2050)年度
	物価スライド特例水準	[本来水準]			
報酬比例	10.1万円	[10.1万円]	⇒ 12.1万円 (10.1万円)	⇒ 12.7万円 (10.3万円)	⇒ 21.3万円 (13.5万円)
基礎年金(夫婦2人分)	13.2万円	[13.0万円]	⇒ 15.8万円 (13.1万円)	⇒ 16.5万円 (13.4万円)	⇒ 27.8万円 (17.6万円)

※ ()内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

《現在の年金額改定(スライド)》



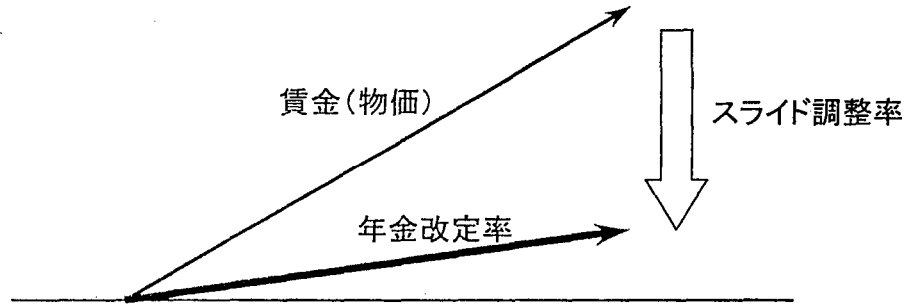
《マクロ経済スライドによる自動調整》



○年金制度を支える力(保険料賦課のベース)は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

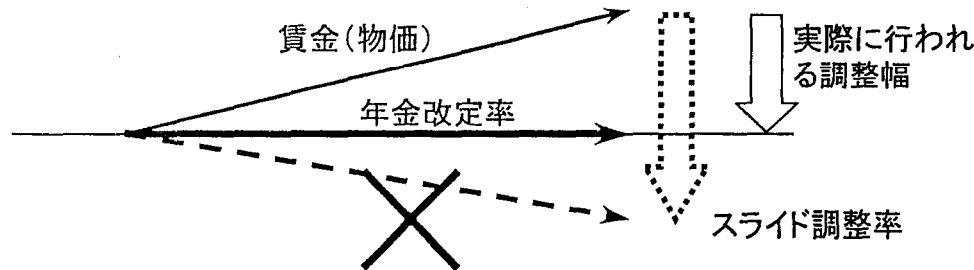
○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が上昇しても、それと同程度に年金制度を支える力(保険料賦課のベース)である社会全体の所得や賃金は増加しない。

ある程度、賃金(物価)が上昇した場合



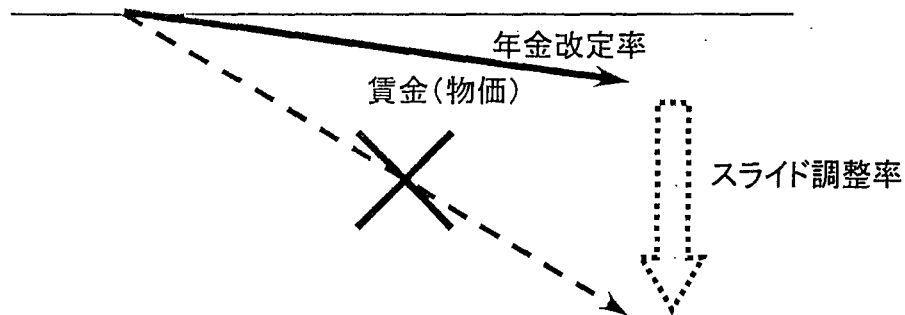
・賃金(物価)上昇率 \geq スライド調整率
⇒スライド調整を行う

賃金(物価)上昇が小さい場合



・賃金(物価)上昇率 $<$ スライド調整率
⇒スライド調整を行う
(年金改定率は、マイナスとしない)

賃金(物価)が下落した場合



⇒スライド調整は行わない